

函館市立小中学校出席停止命令に関する要綱

7

1 趣旨

函館市立学校管理規則（昭和33年函館市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第24条の2の規定に基づき、出席停止命令に関し必要な事項を定める。

2 出席停止の要件

校長は、次に掲げる行為の1または2以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒の保護者に対して、児童または生徒の出席停止を命ずる必要があると認めたときは、速やかにその旨を函館市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設または設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 校長からの意見具申

前項の報告は、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、次に掲げる事項を記載した意見書を委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 当該児童生徒の氏名、生年月日および住所
- (2) 当該児童生徒の在籍する学年および学級
- (3) 当該児童生徒の保護者の氏名および住所
- (4) 出席停止の原因となる事実および指導の状況
- (5) 当該児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒またはその保護者から事情聴取した場合には、その聴取した内容
- (6) 当該児童生徒の指導に関与した職員の意見を求めた場合には、その意見の内容
- (7) 出席停止の命令を要すると判断した理由
- (8) 出席停止を命ずる期間に関する意見
- (9) 出席停止期間中の指導方針
- (10) その他必要と認める事項

4 保護者からの意見聴取の具体的な方法

- (1) 保護者からの意見聴取は、委員会の職員または当該児童生徒が在籍する校長が行う

ものとする。

(2) 意見聴取は、緊急の場合等を除き、意見聴取を行うものが保護者と面接をして行わなければならない。

5 当該児童生徒からの意見聴取

委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮するものとする。

6 被害者である児童生徒および保護者への対応

(1) 委員会は、出席停止を命じようとする場合において必要と認めるときは、出席停止に係る児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒またはその保護者から事情を聴取することができる。

(2) 委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒の指導に関与した関係機関の職員の意見を求めることができる。

7 出席停止の期間の設定

出席停止を命ずる期間は、できる限り短い期間としなければならない。

8 命令の方式

出席停止の命令は、別記様式により出席停止通知書を当該児童生徒の保護者に交付して行わなければならない。

9 出席停止期間中の指導

委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。

10 出席停止の解除

委員会は、出席停止を命じた期間中に当該児童生徒の状況により出席停止を命ずる理由がなくなったと認めるときは、出席停止の命令を解除することができる。

11 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後、学校は保護者や関係機関との連携を強めるなど、適切な指導を継続していくかなければならない。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式

出席停止通知書

函教学教

年 月 日

(保護者氏名) 様

函館市教育委員会

印

学校教育法第26条第1項の規定により、次のとおり出席を停止する。

1 児童生徒氏名：

2 住 所：

3 学 校 名：

4 学年および組：

5 保 護 者 氏 名：

6 出席停止期間： 年 月 日～ 年 月 日

7 出席停止の理由：

※ 中学校の場合は、「第26条」を「第40条において準用する同法第26条」とする。